
■□■ MJ K通信 11-006号(平成23年5月10日) ■□■
中小企業向け支援策ガイドブックの更新について

中小企業庁では、被災からの復興を目指す皆様のお力になれるよう、平成23年度補正予算により、資金繰りの支援などをより拡充・強化しています。

平成23年5月2日に支援策を掲載しているガイドブックが更新されましたので、以下URLからご覧ください。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>

【主な内容】

1 震災対応の金融制度の大幅拡充

- ① 東日本大震災復興特別貸付（融資：日本公庫、商工中金）
直接被害者、間接被害者に対しては、更に「別枠」を用意。
(利子補給制度（実質無利子化）も創設。)
- ② 東日本大震災緊急保証（信用保証：信用保証協会）
 - ・ 無担保8千万円、最大で2億8千万円
 - ・ 一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。
 - ・ 市区町村の認定が必要。

2 震災で被害を受けた事業用施設等の復旧・整備支援

- ① 中小企業等復旧・復興支援補助（補助金：中小企業庁、県）
 - ・ 補助率 国1/2以内、県1/4以内
(中堅・大企業の場合は、国1/3以内、県1/6以内)
 - ・ 復興事業計画を作成し、県に申請します。
 - ② 高度化スキームによる貸付（融資：中小企業庁、県）
 - ・ 無利子、返済20年以内、据置5年以内
 - ・ 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要。
- ※ ①②については今後、事業実施の準備が出来しだい、県で募集や申請受付を行います。
それまでの間のお問合せは、中小企業庁経営支援課（Tel.03-3501-1763）へ。
- ③ 仮設店舗、仮設工場の整備（その他：中小機構）
 - ・ 仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備して、市町村に一括して貸与します。
 - ・ 入居条件は市町村が決定しますが、賃料は原則無料とする予定です。
(水道光熱費は入居者にご負担いただきます。)